令和７年度

事業計画書

社会福祉法人　緑伸会

目　　次

令和７年度　事業計画
　－緑伸会　法人本部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

令和７年度　事業計画
　－加賀保育園・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

令和７年度　事業計画
　－保育園加賀のこども・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

令和７年度　事業計画
　－子育てサロンひだまり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

令和７年度　事業計画

―社会福祉法人緑伸会　法人本部―

１．法人の概要

１）名称及び代表者　社会福祉法人緑伸会（りょくしんかい）
　　理事長　和田 明人（わだ あきひと）

２）事務所の所在地　東京都板橋区加賀２丁目３番２号

３）事業目的
［この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、社会福祉事業を行う］
（社会福祉法人緑伸会　定款第１条）

４）経営の原則等
［この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。
２　この法人は、地域社会に貢献する取組として、子育て世帯及び地域において日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。］
（社会福祉法人緑伸会　定款第３条）

５）事業内容
A. 社会福祉事業（第二種社会福祉事業）
イ　保育所事業「加賀保育園」
ロ　保育所事業「保育園加賀のこども」

B. 公益事業
イ　子育てサロン「ひだまり」

６）事業理念

◇命題
　緑伸会は、地域の福祉ニーズに応える真の公共・公益サービスの有り様を具現化するために、東京家政大学の英知還元と資源配分により設立された社会福祉法人である。
　利用者本位の事業展開と省察的実践の蓄積により、社会福祉法人として果たすべき社会貢献の実際と“人の生”を支えるヒューマン・サポートのあるべき姿を希求し続ける。

◇指針
①安らぎ…安心・安全な生活、居心地の良い暮らしなど、人と地域に安らぎを提供する

②共　育…子ども・大人・地域のみんなで一緒に育て、共に育ち合う

③共　創…子育てがある暮らしと子育て文化をみんなで創り上げる

２．理事・監事・評議員　　※令和７年３月２２日現在

１）理事　　定数６・現員６

NO	氏　名	就任日	職　業　等	備　　考
1	和田　明人	R5.6.24	東京家政大学子ども支援学部 教授	理事長
2	岩井　絹江	R5.6.24	学校法人渡辺学園　常務理事	業務執行理事
3	今留　　忍	R5.6.24	子育てサロンひだまり　代表	法第 44 条第 4 項第 3 号該当
4	藤間理紗子	R5.6.24	加賀保育園　園長	法第 44 条第 4 項第 3 号該当
5	長島　文子	R5.6.24	千葉中央看護専門学校　講師	法第 44 条第 4 項第 1 号該当
6	塚田耕太郎	R5.6.24	加賀まちづくり協議会　名誉会長	法第 44 条第 4 項第 2 号該当

２）監事　　定数２・現員２

NO	氏　名	就任日	職　業　等	備　　考
1	佐野　清克	R5.6.24	元福井工業大学　事務局長	法第 44 条第 5 項第 1 号該当
2	亀岡　保夫	R5.6.24	大光監査法人 会長（公認会計士）	法第 44 条第 5 項第 2 号該当

３）評議員　定数７・現員７

NO	氏　名	就任日	職　業　等	備　　考
1	朝比奈太郎	R3.6.19	社会福祉法人ムクドリ福祉会　理事長	法第 40 条第 1 項各号非該当
2	福嶋　頼秀	R3.6.19	音楽家	法第 40 条第 1 項各号非該当
3	小松原　忍	R6.4.1	元東京家政大学狭山学務部事務部長	法第 40 条第 1 項各号非該当
4	久保田直子	R3.6.19	社会福祉法人にりん草　理事長	法第 40 条第 1 項各号非該当
5	大澤　　力	R3.6.19	東京家政大学付属中高校　統括校長	法第 40 条第 1 項各号非該当
6	井戸　裕子	R3.6.19	元東京家政大学　教員	法第 40 条第 1 項各号非該当
7	土田　壽子	R3.6.19	社会福祉法人リベルテ　理事	法第 40 条第 1 項各号非該当

３．当該年度における主な評議員会の開催予定

①令和７年６月下旬　　計算書類(賃借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認、役員等報酬基準に係る審議、理事及び監事の選任に係る審議等

※その他、必要に応じて随時開催する場合がある。

４．当該年度における主な理事会の開催予定

①令和７年５月下旬　　前年度事業報告、計算書類(賃借対照表及び収支計算書)及び財産目録等の承認、社会福祉充実計画に関する審議、 理事候補及び監事候補の選任、評議員候補の選任、定時評議員会の開催に係る審議等

②令和７年６月下旬　　理事長及び業務執行理事の選定

③令和７年１０月下旬　　理事長等業務執行状況報告、補正予算編成に係る審議等

④令和８年３月下旬　　理事長等業務執行状況報告、行政指導監査・外部評価等の報告、次年度事業計画・予算編成、諸規程の制定・改廃に係る審議等

※その他、必要に応じて随時開催する場合がある。

５．当該年度における主要課題

１）重点事項（継続課題）

①経営基盤の強化

ガバナンス（法人統治）の強化とコンプライアンス（法令遵守）の徹底化を図る。

②法人理念の確立と運営諸方針の明瞭化

各事業所の人事・運営面での交流を図り、法人理念の確立と運営諸方針の明瞭化を図る。

③事業の公開・情報発信

事業の質の向上と利用者の利便性の向上のために、ＨＰ等により本法人の事業内容を積極的に公開・情報発信を図る。

④子育て関連事業のシームレス化

当該地域の児童家庭福祉のさらなる向上と、本法人の子育て関連事業のシームレス化の構築のために、移転して新たな事業所にて運営する子育てサロン「ひだまり」の事業安定化を図る。

２）管理運営上の焦点

①法人事業運営の体系化

ＩＣＴの活用等により、各事業所の共通事務業務（会計処理、給与計算、人事・労務管理等を法人本部で一元的に管理し、法人事業運営の体系を構築する。

②記録の合理化と保育情報の共有化

保育事業所専用アプリ「コドモン」の導入により、記録業務の合理化及び省略化と保護者との保育情報の共有化を図る。

③災害・感染症等発生時の対応強化

災害発生や感染症発生時の緊急時対応・措置等を想定し、保護者等の利用者及び行政等の関係機関との連絡調整や、訓練・備え・予防対策等の充実を図る。

④共育・共創体制の基盤構築

絵本、造形活動、音楽表現などの子育て文化財を共有しながら、保護者・地域・法人が共育・共創する『加賀のこども文化』の基盤構築を図る。

以　上

令和７年度　事業計画

社会福祉法人緑伸会
加賀保育園

１　基本方針

本法人の保育理念である「子どもの幸せと育ちを何よりも大切に、子ども一人ひとりの生きる力を心を込めて育てる」を基軸とし「保護者・保育者・地域が知恵と力を寄せ合って安全・安心の運営を行う」ために、以下の計画のとおり保育を行う。

２　児童定員

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
利用定員	９	１６	１８	２５	２６	２７	１２１
4月1日予定数	４	１６	１８	２５	２６ 支援児１	２５ 支援児４	１１４

３　保育について

１．乳児クラスは、担当保育士との愛着関係をしっかり結び、一人ひとりの生活リズムや発達段階を把握し、それぞれの要求に丁寧に応えることで心地良く安心した園生活を送り、人間関係を広げる土台作りの時期を大切にしていく。
２．幼児クラスは、異年齢での生活や行事を通し、互いに認め合いながら関わりを深め、共に育ち合う関係づくりを大切にする。それぞれがしたいことを自由に表現し、その実現のために主体的に考え取り組み、自分らしく過ごす中で、一人ひとりが自分らしさを十分に発揮し、満足感や自己肯定感を得られるよう、保育者は子どもの願いを汲み取り、子どもの意欲を十分に引き出しながら保育の充実を図っていく。
３．外部講師による「おはなしかご」「リトミック」を継続して行い、保育者も一緒に経験して学び、 日常の遊びに積極的に取り入れながら表現活動を広げ、豊かな感性の育ちに繋げる。
４．絵本に親しみ、言葉や表現力、想像力、社会性が育つよう、発達や季節に合った絵本の読み聞かせの時間を大切にする。また、絵本コーナーの充実にも努める。
５．児童虐待、身体に苦痛を受けていないか等を常に意識して視診をする。また、必要に応じて関係機関との連携を図る。

４　職員配置

園長	主任 保育士	保育士	非常勤 保育士	栄養士	看護師	事務	非常 勤 職員	嘱託 医
1	1	１９	2	4	1	1	7	2

5　食育について

1．幼児ラスは、以下のような食育活動を通して楽しく豊かな食の体験を積み重ね、生きる源である「食」への意欲・関心を育てていく。
継続的な食育活動が行えるよう、栄養士の体制を整える。
・野菜を育て、収穫の喜びを感じて味わう。
・野菜の皮むき、米とぎ等お手伝いに誘い、食材に触れる機会を多くもつ。
・年齢に応じたクッキングを行い、食に関心を寄せ、作って食べる喜びを感じる。
・毎月栄養士による「栄養のはなし」の時間をもち、栄養バランスや食事のマナー、季節の食材や食文化を伝える。
・栄養士は毎日ランチルームで喫食状況を見ながら子ども達と身近に関わり、その日のメニュー紹介ボードや食材の実物展示等の工夫をし、コミュニケーションを深める。
2．乳児クラスは担当保育者と毎日食事をすることで、その子の生活リズムに合った食事や必要な援助、細かな変化に配慮しながら、楽しく食事をする。
また、保護者との連携の下、食材摂取確認表を活用しながら安全かつスムーズな離乳食の移行に努めていく。
3．献立や毎日の給食展示、レシピ紹介、食育活動の報告掲示等に工夫を凝らし、保護者にも関心をもってもらえるように働きかけていく。
4．保護者と栄養士・保育士の連携を密にし、アレルギーを持つ子どもの誤食がないように配慮する。

6　職員教育と園内外研修

1．法人の理念に基づいた保育実践のため、さらに学びを深める。
2．「保育所保育指針」の内容に学びを深め、各領域の捉えをさらに追求した保育実践に繋げる。
3．乳児会議、幼児会議の時間を使い、日々の保育の気づきを出し合い、学びあっていく。
4．経験や課題に応じた研修に積極的に参加し、保育士・栄養士・看護師それぞれが専門性を高め、日常業務にフィードバックする。
5．園内研修は内容の充実を図り、職種を超えて意見を交わす機会を増やし、相互理解を深める。また、職員全体の経験年数が上がり中堅職員が増えているので、全体のスキルアップを目指していく。
6．東京都保育サービス推進事業補助金の「すくわくプログラム推進事業」を申請し、より楽しめる魅力ある園庭環境を職員全員で考え、実現していく。

7　防災防犯と安全管理

1．消火・避難訓練は様々な想定をして毎月１回、引き渡し訓練は年１回実施する。
2．不審者対応訓練は２回行い、防犯対策について確認するともに、置き去り・見落とし事故防止への意識も高める。
3．安全管理チェックは毎月１回行う。
4．感染症対策については、行政からの通知に基づき予防の徹底を図る。

5．衛生管理として、玩具や保育室各所の消毒を毎日こまめに行う。その他、園内消毒と砂場消毒を各年２回行う。
6．午睡時の事故防止として、呼吸チェックを徹底して行い、0 歳児は呼吸センサーを併用して安全を強化する。

8　保護者との関わり

1．運営方針と事業計画を説明し、理解、協力を得られるようにする。
2．毎日の活動報告を充実させ、より保育に関心をもってもらい子どもの育ちを共に喜び合える関係を深めていく。
3．年２回の保護者会と個人面談を行い、保育の取り組みや子どもの育ちを伝える。
4．「保育士体験（保育参加)」の受け入れをし、園での様子を直接見て知っていただく機会とする。
5．保護者と保育士・栄養士の交流の場として「よるカフェ」を開催する。
6．外国籍の家庭が増え、言語のコミュニケーションの難しさや文化の違いを感じるが、必要な連携をとり、子どもの姿をしっかりと伝えていきたい。
7．支援を必要とする家庭が増えている現状をしっかりと把握し、家庭の背景に理解を寄せながら、多様化する家庭に柔軟に対応していく。

9　地域との関わり

1．求められる地域交流のあり方を考え、ホームページを活用しながら気軽に参加できるような子育て広場等を企画していく。
2．中学生の職場体験や小中学生のボランティアの受け入れや、保育士・栄養士・看護師養成校の実習を受け入れる。
3．高齢者読み聞かせボランティア（東京都健康長寿医療センター世代間交流プログラム「りぷりんと」）は継続してお願いし、世代間交流の機会としていく。
4．小学校との情報交換や交流を図り、小学校へのスムーズな接続に繋げていく。
5．地域における公益的な取り組みとして、年長児が行う毎月のゴミ拾い活動を継続し、地域への関心を育んでいく。

１０　今後に向けて

1．今年度も 0 歳児が未充足であるが、地域交流の場などを上手に活用し、選んでもらえる園になるよう努めていく。
2．研修や行事等で、積極的に法人内の交流を図る。
3．第三者評価の結果を踏まえ、評価の高かった内容については維持しながら、必要な改善に努めていく。

１１　年間行事予定

4 月	入園式・春の健康診断・幼児クラス保護者会
5 月	乳児クラス保護者会・引き渡し訓練
6 月	プール前健診・よるカフェ
7 月	プール開き・お泊り保育（5 歳児）
8 月	
9 月	プール納め・こどもシアター（5 歳児）
10 月	芋ほり遠足（4、5 歳児）・運動会
11 月	秋の健康診断・ホームカミングデー・個人面談
12 月	よるカフェ・観劇会・クリスマス会・個人面談
1 月	新年子ども会・幼児クラス保護者会
2 月	発表会・乳児クラス保護者会
3 月	ひなまつり・卒園式・おわかれ会・移行式
毎月	避難訓練・身体測定・リトミック・ゴミ拾い活動（5 歳児）

以　上

令和７年度　事業計画

社会福祉法人緑伸会
保育園加賀のこども

１　基本方針

本法人の保育理念である「子どもの幸せと育ちを何よりも大切に、子ども一人ひとりの生きる力を心を込めて育てる」を基軸とし「保護者・保育者・地域が知恵と力を寄せ合って安全・安心の運営を行う」ために、以下の計画のとおり保育を行う。

２　児童定員

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	
利用定員	９	１５	１５	２１	２１	２１	１０２	
在籍数	２	１５	１４	２１	２１	２１	９４	（4月1日在籍予定）

３　保育について

１．一人ひとりを尊重し、その子らしさを育む保育を大切にする。
２．乳児クラスでは、担当制保育を行い、集団生活の中でもより家庭に近い環境の中で、担当保育者と子どもの愛着関係を基盤として、一人ひとりの生活リズムや発達段階を把握し、子どもの気持ちに寄り添った丁寧な援助をしていくことで、子どもが安心して過ごせるようにする。
３．幼児クラスでは、一人ひとりの主体性を尊重し、好きな遊びを基盤としながらも、年齢や発達に合わせて必要な経験や体験を積み重ねていけるように、造形や体操、音楽、わらべうた等日々の活動の中で計画的に取り入れていく。また、臨床美術や、外部講師によるリトミック活動も行い、子ども達の表現活動を広げ、豊かな感性の育ちに繋げていくとともに、保育者も学びの機会として、経験したことを日々の保育に積極的に取り入れられるようにする。
４．今年度も引き続き３・４・５歳児６３名を２クラスに分けて、異年齢保育に取り組む。子どもや保護者が安心できるように家庭的な環境の中で、子ども一人ひとりと向き合い、保育内容はより一層細やかに計画する。担任間、両職員間も連携し合い、異年齢保育ならではの豊かな経験ができるように配慮する。
５．幼児クラスでは、異年齢での生活や交流をする時間と、年齢ごとに活動する時間をそれぞれ設けて、子どもの育ちを多面的に支えていく。
６．子どもたちが絵本に親しみ、色彩豊かな絵や、言葉の音やリズム、言い回しや物語にふれ、発達や季節に合った文学体験を豊かにできるように絵本選びをし、読み聞かせを大切にする。週に１度、絵本の貸し出しを行う。

４　職員配置

園長	主任保育士	保育士	短時間保育士	栄養士・調理師	看護師	事務	非常勤職員	嘱託医
1	1	１３	2	4	1 育休中１	1	4	2

5　食育について

1．乳児は担当保育者と、幼児は友達と一緒に楽しい雰囲気の中で食事ができるようにする。
2．保育士・看護師・栄養士が献立や喫食に関して意見交換や情報共有を月に１度の栄養会議で行い、子どもたちの食事環境の向上に取り組む。栄養士は実際に食事の様子を見て、子どもたちの姿に合わせて食事を改善していく。
3．乳児クラスでは、担当保育者と保護者、栄養士間で連携をし、一人ひとりの発達やペースに合わせて離乳食を進めたり、食事内容や食事量、好き嫌いなどの食事の困りごとなど相談し合ったりしながら、子どもが意欲的に食事できるようにする。また、少人数での食事援助によって、清潔で心地よい環境の中で、咀嚼・嚥下をはじめ、食器の持ち方や扱い方、簡単な食事マナーなど、子どもが無理なく身につけていけるようにする。
4．幼児クラスでは、年齢に応じて食に関する様々な体験ができるように計画する。
・その日の献立に出てくる食材を紹介したり、野菜の下処理をしたり、食材に触れる機会を多く持つ。
・栄養士が絵本やパネルを使って食材紹介をしたり栄養素を伝えたり、食に関する話を楽しむ機会を作る。
・自分たちで育てた野菜を収穫し、調理して味わえるようにする。
・子どもたちの興味や季節に合わせてクッキングを計画し、食材や調理器具に触れ、作る楽しさを知り、また、日ごろ食事を作ってくれる人に感謝の気持ちを抱けるようにする。
5．保育園での食事について、献立の展示、レシピ紹介、食育活動の掲示等工夫し、保護者にも関心を持ってもらえるように働きかける。
6．保護者と栄養士・保育者の連携を密にし、アレルギーを持つ子どもの誤飲誤食がないように配慮する。

6　職員教育と園内外研修

1．「保育所保育指針」について学びを深め、実際の保育と照らし合わせながら、さらに実践に反映できるようにしていく。
2．連絡帳や記録等の書き方を学ぶ機会を設け、場面を切り取って相手に伝わりやすい言葉を選び文章を構成する力をつけられるようにする。また、保育計画に活かせる効果的な記録となるように、書類の様式について検討していく。
3．年齢や発達に合った玩具や遊具、遊びについて知識を広げ、保育室の環境設定や日課、毎日体操、わらべうたなどについて学び、保育実践に活かせる内容の園内研修を行う。
4．法人内の姉妹園見学や、外部の保育園の公開保育研修への参加を積極的に勧め、職員が保育内容や保育環境についての見識を広げられるようにする。
5．園内研修に外部講師を招き「運動遊び」「楽器遊び」を学び、日常保育にも取り入れる。

7　防災防犯と安全管理

1．消火・避難訓練は様々な想定をして毎月１回、引き渡し訓練は年１回５月に実施する。
2．不審者対応訓練を年２回行い、防犯対策について確認する時間をもつ。
3．安全管理チェックを毎月１回行う。
4．感染症対策については、行政から発出される通知に基づき予防の徹底を図る。換気や消毒などを徹底して行う。
5．衛生管理として、玩具や保育室各所の消毒を毎日丁寧に行う。配管清掃を年１回秋に実施する。
6．午睡時の事故防止として、呼吸、顔色、室内の明るさなどのチェックを徹底して行う。
7．救命救急講習を受け、AED の使い方、救命の仕方などを理解する。

８　保護者との関わり

１．運営方針と事業計画や、１年間のクラスの保育のねらいや発達の見通しなどを説明し、安心と理解、協力を得られるようにする。また、保護者間の交流を深め、共に子どもたちの育ちを見守れるような関係づくりをしていく。
２．年２回の保護者会と個人面談を通して、保育の取り組みや子どもの育ちを伝える。
３．「保育士体験（保育参加)」の受け入れをし、園での様子を直接見てもらうことで子どもの育ちや関わりを共有する。
４．園だより・クラスだより・給食だより・保健だよりの内容の充実を図り、園理解と子育て支援に繋げる。
５．支援を必要とする家庭が増えている現状をしっかりと把握し、家庭の背景に理解を寄せながら、園に求められている役割を果たしていく。
６．今年度よりコドモンを導入し、保護者とのやりとりの効率化を図り、また、保育の内容について理解を深めてもらう。

９　地域との関わり

１．地域に向けた子育て支援プログラム（はぐ＆すまいる）を実施していく。(絵本とわらべうたの会、給食体験など)
２．次世代育成支援として、中学生の職場体験や小中学校のボランティアの受け入れをする。
また、保育士・栄養士・看護師養成校の実習を受け入れ、職員も学びを深める。
３．東京家政大学や法人姉妹園との連携や交流を図る。
４．近隣小学校との連携や交流を図る。

１０　今後に向けて

１．保育の振り返りをクラスの担任間で毎日行う。クラス会議の意味目的を明確にし、ＰＤＣＡ、５Ｗ２Ｈを基に進めていく。
２．乳児・幼児会議は月に１度行い、職員会議では情報共有をしたり、助け合える関係性を築いたりする機会にする。コミュニケーションを重視して職員全員が意見を言える雰囲気にし、密に対話していく。
３．壊れた個所（ランチルームの倉庫の鍵、宙１組倉庫の鍵、乳児トイレの水漏れ、１階上着掛け）は迅速に修繕し、保育環境を整える。
４．門扉の改修工事

１１　年間行事予定

4　月	はじめましての会　春の健康診断　保護者会（幼児）
5　月	こどもの日　保護者会（乳児）　引き渡し訓練
6　月	０歳児保護者会　歯科検診　プール前健診　プール開き　不審者訓練
7　月	七夕　夏まつり
8　月	
9　月	プール納め　敬老の日の集い
10　月	ファミリースポーツデー　秋の健康診断
11　月	幼児遠足　個人面談　不審者訓練
12　月	クリスマスコンサート　クリスマスバイキング　5歳児歯磨き指導
1　月	新年お楽しみ会
2　月	節分　子ども劇場（発表会）　保護者会（乳児・幼児）
3　月	ひなまつり　０～２歳児保護者会　お別れ遠足　お別れバイキング 卒園式　新入園説明会
毎　月	避難訓練、身体測定、0歳児健診、リトミック

日本の伝統行事（七夕、正月、節分、ひなまつり、こどもの日）に関しては、クラス単位でおこなう。

以　上

令和７年度事業計画

子育てサロンひだまり

Ⅰ．計画策定の背景と目的

母子保健法の改正(令和元年)により、令和 3 年度から「産後ケア事業」の実施が市区町村の努力義務となった。同事業は、少子化社会対策大綱において令和 6 年度末までの全国展開を目指すとされていたことから、板橋区は「宿泊型」「訪問型」に加えて、同年 4 月から新たに「通所型」産後ケアを開始した。それに伴い、子育てサロンひだまりは、産後ケア事業業務委託(年間単価)契約が確定し、ひだまりが重要とする取り組みである出産後に、心身の不調または育児不安がある等育児支援を必要とする母子に対して、心身のケアや育児支援を行う通所型産後ケア事業委託業務の開始から 1 年を迎える。委託業務開始 3 か月後の 7 月には利用者が増え、以降、利用者数は安定しており、収益の増加へと結びついていること、令和 7 年度についても、委託業務は継続実施(令和 7 年度板橋区(宿泊型・通所型)産後ケア事業業務委託受託予定事業者一覧参照)できること、ひだまりは開設 4 年目に入ることを鑑みて、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までを期間とする「ひだまり移転・事業実施体制の整備による子育て支援の充実計画」を策定した。

産後のメンタルヘルス調査によれば(キッズライン, 2024.9.27～10.1)、産後の母親の 78%が「精神的につらい」と回答している。その理由として、最も多く挙げられたのは「睡眠不足による疲労感」(83.8%)で、次いで「赤ちゃんの泣き声や夜泣きでの精神的な疲れ」(68.8%)、「自分の時間が持てないストレス」(67.8%)、「出産後の体力低下や体調不良」(56.6%)、「育児に対する不安やプレッシャー」(53.6%)が続いている。この中でも睡眠不足による疲労感は突出して多く、「睡眠不足」が母親の産後のメンタルヘルスに大きな影響を与えていることがうかがえる。この調査結果は、ひだまり利用者についても合致している。故に、ひだまりの目的「育児や今後の生活に対してポジティブな気持ちが培われ、自分らしい子育てに向き合える」は、今まで通りである。取り組みの要素としては、「専門職による心身のサポート」「子育てに関する信頼性の高い専門的知見の提供」「母子の身体的回復と心理的安定を促進」「母親自身のセルフケア能力の育成」「母子の愛着形成促進」「母子とその家族における健やかな育児」に向けた支援である。これらの支援で得られた報酬がひだまりの収益となる。

3 月 17 日にひだまりは移転する。開設 4 年目に新しい場所に移ることは、子育てサロンひだまりのイメージアップに役立と考える。移転については、既に HP にて知らせており、利用者には「石神井川沿いのモダンな建物の」「おしゃれな室内の」等のイメージを添え、口コミによる利用者の増加が期待できる。また、利用者の「休息」ニーズの高さを考慮し、寝室は 2 つ備えている。これまでの 1 日 1 名から 2 名受け入れられるようになり、安全・快適さを考え改修された室内、利用しやすい環境は、ケア効率の向上、利用者の満足度アップも期待できる。ひだまりが子育て支援を必要とする板橋区民の子育て支援のフロントランナーとして、また、将来的には、区民のサードプレイスとして定着するためには、子育て支援を惹起する体制が必要と考える。そのためには、ひだまりの基本方針等を達成するための運営が展開できる体制を構築することが求められる。

ひだまりが組織として効果的に運営していくためには、ひだまり全体のマネジメントを担う施設長は、ひだまり所属の常勤専従とする。産後ケアの主たる実施者である助産師、看護師は、勤務形態を明確にし、雇用する。

4 月から、利用者 2 人を同時に受け入れる場合は、1 人受け入れ同様、助産師と今留が担当するが、状況によっては、助産師 2 名を配置する。産後ケアの拡充に向けて、助産師 1 名を新規採用する予定ではあるが、状況をみて検討する。また、ひだまり利用者の増加、規模の拡大等に伴う金銭の流れを考慮すると、経理事務を担当する事務員(非常勤)を置くことが望まれるが、この点については、今後の検討事項としている。

以上、移転と事業実施体制の整備により、ひだまりにおける産後ケア事業展開を拡充することを目的とする。

移転先

(1) 住所；〒173－0003　板橋区板橋 4－47－7　アイフラット 2a

(2) 室内の配置；レイアウト図参照

Ⅱ．事業の実施期間・テーマ

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日　　－通所型産後ケア事業の拡充－

Ⅲ．具体的な実施内容・実施方法

1．事業実施組織の構成

1）事業推進担当者

氏　　名	職　務
今留　忍	施設長

2）全体構成員

氏　　名	職種・業務	勤務形態
今留　忍	看護師･マネジメント，ケアサポート	常　勤
鈴木　美恵子	助産師・産後ケアの実施	非常勤
村田　智子	助産師・産後ケアの実施	非常勤
長島　文子	看護師・産後ケアの実施	非常勤
A(新規)	助産師・産後ケアの実施	非常勤
B(今後検討)	事務・経理	非常勤

2．産後ケア事業実施の具体策

子育て支援実施の根幹は、ひだまりを利用して「とても良かった」「子育てで気になっていたことが相談できた」「体も心もゆっくり休めた」という言葉が聞かれるよう、専門的知識と豊富な経験と心で利用者を支えることである。

1）受け入れ対象、曜日・時間

(1) すくすくカード事業、通所型産後ケア事業、ひだまり単独事業、いずれも産後 6 か月未満の母親と乳児。

(2) 月～金の週 5 日。通所型産後ケアとひだまり単独事業以外は午前 9 時～午後 4 時、すくすくカード事業については、午前 9 時～12 時、午後 1 時～4 時までとする。

(3) 産後ケア利用者の大半は、休息目的でひだまりを訪れる。今までの 1 日 1 人のキャパシティから、同時に 2 人に拡大できる。2 人の場合は、状況により助産師 2 名を配置し、対応する。

(4) 今年度の実績を踏まえ、利用者数は以下を想定し、助産師 1 名と今留が対応する。

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
15 人	15 人	20 人	20 人	25 人	25 人	30 人	30 人	30 人	35 人	35 人	35 人

(5) 通所型産後ケア事業利用者に提供する昼食は、食事をゆっくり味わえる環境を整え、お弁当に付け合わせを添える。

(6) 産後ケア事業以外の利用者には、お茶とお菓子を用意し、緊張感を緩和する。

2) ケア内容

(1) 母児のケア

①産後の心身の回復へのケア、乳房ケア

②助産師が、産後のこころとからだの不調に関する相談にのり、必要なケアを一緒に考える。

③児の健康状態、体重・栄養状態チェック

(2) 育児相談・指導

①育児に関する不安や悩みを一人で抱え込まず、少しでも気になることや心配なこと、何でも気軽に相談できるよう助産師、看護師が関わり、必要なサポートを一緒に考える。

②自信をもって授乳ができるように、一人ひとりにきめ細やかなアドバイスする。

(3) 休息

①育児や授乳による不眠、疲労を軽減する。

②ゆっくり休める環境を整える。休みの間は、隣室で助産師あるいは看護師が児の世話をする。

3) 利用時間・料金

利用事業	すくすくカード	通所型産後ケア	ひだまり独自
時　間 料　金	①母児のケア 30 分～1 時間 利用券 2 枚(1,000 円) ②育児相談・指導 30 分～1 時間 利用券 2 枚(1,000 円) ③休息 3 時間以内 利用券 4 枚(2,000 円	1 回(①・②・③) 委託料 20,000 円 自己負担金 2,000 円	①育児相談 1 時間　1,000 円 ②指導 1 時間　1,000 円 ③休息 3 時間　3,000 円 3 時間以上 1 時間ごとに 追加料金 1,000 円 ④母親同士の交流 「集いの広場」 1 時間　　500 円

事業利用は、2～3 日の余裕をもって申し込むように、予約に関するメール対応は、土・日・祝祭日は除くことを HP 上で通知しているが、希望日の直前であったり、曜日・時間は関係なく、予約フォームが送られてくる。半面、問い合わせや確認メールに対しては、なかなか返信はなく、困惑することも多々あるが、利用者の立場に立ち、受け入れ姿勢を示すために、今後も速やかに対応することを

心掛ける。

Ⅲ．期待される成果

移転と実施体制の整備により、令和 6 年度よりもひだまりを利用する母親の満足度・利用者数・利用率の向上が期待される。

Ⅳ．財政

1．年間収益

主たる収益は、受託事業公費収入 6,314,000 円(通所型産後ケア事業委託料 6,300,000 円、板橋区すくすくカード事業協定金 14,000 円)、受託事業一般収入 630,000 円(通所型産後ケア利用者自己負担金)、その他の事業収入 15,000 円(ひだまり独自のプログラム実施料)である。。

事業費収入は、総額 6,959,000 円を見込んでいる。

2．スタッフへの支払い

次年度から非常勤職員(助産師・看護師)とした雇用に切り替え、報酬は非常勤職員給与として予算立てするが、支払う額の計算式は、変わらない。つまり、産後ケア事業利用者 1 人を担当した場合の支払額は、時間給 2,000 円×産後ケア実施時間(利用者 1 人当たり 6～7 時間)、12,000～14,000 円である。昼食手当て 1,000 円、交通費を加算する。昼食手当ては、ケア実施時間が 5 時間以上に限定しているため、すくすくカード事業、ひだまり独自の事業場合は(但し、休息が 5 時間以上の場合は支給)、支給しない。

来所当日利用開始時間を 15 分過ぎても来所しない利用者には電話確認し、キャンセルの場合、ケア担当者へは待機時間として、時間給 2,000 円に 1,000 円を上乗せした額を支払う。こうしたケースはほとんどない。

「集いの広場」イベントの講師を務める場合は、講師料として 5,000 円、サポーター　には 2,000 円を支払う。

Ⅴ．事業評価

ひだまりの移転・実施体制の整備により、産後ケア事業展開の拡充が事業目的である。アウトカム評価の指標は、以下とする。

評価指標

①ひだまりの利用実人数、延べ人数
②通所型産後ケア事業の利用率(利用実人数、延べ人数)、認知度
③希望するケアの割合、ケアに対する満足度
④ひだまりを継続して利用したいと思う利用者の割合

以　上